

岐阜県公報

第 二 百 三 十 八 号
令 和 三 年 十 月 一 日
(金曜日)

目 次

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	五二三 ^{ページ}
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	五一四
○指定医療機関の廃止の届出	(同)	五一四
○指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	五一四
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五一五
○指定介護機関の廃止の届出	(同)	五一五
○指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	五一六
○医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	五一七
○指定施設機関の廃止の届出	(同)	五一七
○道路の供用開始	(道路維持課)	五一七
公 示		
○准看護師試験の実施	(医療福祉連携推進課)	五一八
○土地改良区役員の退任及び就任	(可茂農林事務所)	五二〇
○令和三年度岐阜県職員採用大学卒程度試験(土木)及び短大卒程度試験(土木)の実施	(人事委員会)	五二二

告 示

岐阜県告示第四百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかメンタルクリニック	高山市昭和町二丁目二四番地	令和三・七・一
ひしかわ歯科	可児市今渡三九一一二	同
くすのき薬局	各務原市那加楠町四五	令和三・七・二四
医療法人社団関南会 榊原医院	海津市平田町三郷八九一番地一	令和三・八・一
いけだ内科クリニック	各務原市蘇原花園町四丁目一三十一	同
いと う 歯 科	多治見市三笠町一丁目二一番地	同

じゃいけ薬局 海津市平田町三郷八九一番地一 同
たんばば薬局 東海中 各務原市蘇原東島町四丁目六番地 令和三・八・一
央病院店 二
ウエルシア薬局可児中 可児市中恵土二三八五番地一 同
恵土店

岐阜県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ボンドワイエム	愛知県岡崎市洞町東前田二四番地	訪問看護ステーション よいかん大垣	大垣市禾森町五丁目一五ハクレールメゾン禾森一〇六	令和三・四・一
医療法人明萌会	関市稲口七七四一	ルフト訪問看護ステーション	関市稲口七七四一	令和三・七・一
株式会社一成	中津川市西宮町三番二五	訪問看護ステーション eas	中津川市駒場一五四九一	令和三・八・一

岐阜県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ウルトラメンタルクリニック	高山市昭和町二丁目二四番地	令和三・六・三〇
ひしかわ歯科	可児市今渡三九一	同
くすのき薬局	各務原市那加楠町四五二	令和三・七・二三
太田医院	関市西門前町二三一四	令和三・七・三一
医療法人社団 佐久間医院	海津市平田町蛇池九五	同
いと う 歯科	多治見市三笠町一一二	同
じゃいけ薬局	海津市平田町蛇池字屋敷中一四五	同
たんばば薬局 東海中 央病院前店	各務原市蘇原東栄町二一〇二	同

岐阜県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

てその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	所	在	地	変	更	年	月	日
新	ひしかわ	歯科							
旧	菱川	歯科	医院						
		可児市今渡三九一―二							
					令和	二・一一・二〇			

岐阜県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
野村雅彦	恵那市長島町中野一七〇番地五〇三	訪問介護	介護ケアセンターまごこ	恵那市長島町中野六六八番地五五	令和三・五・一

同	同	訪問介護	同	同	同
---	---	------	---	---	---

岐阜県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
たんばば薬局株式会社	岐阜市若宮町九丁目一六番地	居宅療養管理指導	たんばば薬局 東海中央病院前店	各務原市蘇原東栄町二丁目一〇二番地二	令和三・七・三一
同	同	介護予防管理指導	同	同	同

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。		

同	同	同
---	---	---

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。		

株式会社かわしま調剤	各務原市川島松原町三 一一番地	居宅療養 管理指導	くすのき薬局	各務原市那加楠町四五 一一一	令和 三・ 七・二三
同	同	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同	同
岐阜県告示第四百二十一号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中 令和三年十月一日 岐阜県知事 古 田 肇					
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社 メドイット	旧 愛知県知多郡東浦町大字生路字門田一〇一	居宅療養管理指導	ひだまり薬局	各務原市蘇原希望町四一三一	令和 三・ 四・二六
同	新 愛知県名古屋市長区弥富通五丁目五六番地	介護予防 居宅療養 管理指導	同	同	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二丁目五二番地	通所介護	旧 株式会社 新生メディカル大垣営業所デイサービスセンターの・みいの 新 デイサービス みいの	旧 大垣市久徳町二二七一一 新 大垣市南類町二丁目一八番地一	令和 三・ 七・二二
同	同	認知症対応型通所介護	同	同	同
同	同	認知症対応型通所介護	同	同	同

岐阜県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機關として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
武 内 憲 一	さくら治療院	瑞穂市牛牧一四三九―三	令和 三・一〇・一

岐阜県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機關から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	廃 月 日 止
井 上 馨 二	フレアス在宅マッサージ岐阜中央施術所	大垣市赤坂町四五―四	令和 三・五・三

岐阜県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その關係図面は、令和三年十月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	山勝 田山線	関市追間字前平八八七番七地 先から 同市同 字同 八七七番一地 先まで	一四六・一	令和 三・一〇・一	平成 三・七・二三

岐阜県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その關係図面は、令和三年十月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示	道路 種類	明金山線	郡上市明宝畑佐字宮尾一九五番五地先から 同市同字小瀬垣内五二〇番一地先まで	延 （メー ）ート長	供用開始 の 期 日	備 考 （決 定 日 ） （変 更 の 告 白 ） （示 の 日 ）
	路線名	区	間			
				三六・一	令和 三〇・一	平成 一九・六・二五 令和 二・三
○ 准看護師試験の実施 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、令和三年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。 令和三年十月一日 岐阜県知事 古 田 肇 一 試験日時 令和四年二月十五日（火）午後一時から午後三時三十分まで 二 試験場所 羽島市江吉良町三〇四七―一 岐阜県立看護大学 三 試験科目 人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理						
患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 受験資格 四 次のいずれかに該当する者 1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者（令和四年三月までに修業する見込みの者を含む。） 2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和四年三月までに卒業する見込みの者を含む。） 3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、県内の文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和四年三月までに卒業する見込みの者を含む。） 4 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和四年三月までに修業する見込みの者を含む。） 5 県内の知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和四年三月までに卒業する見込みの者を含む。） 6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもののうち、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの 7 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手続及び審査方法については、別に定めるところによる。 8 県外の1から5までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若						

五 受験手続

しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

- 1 受験願書（県所定のもの）
- 2 受験資格証明書

(一) 四の1から5までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和四年三月三日（木）午後五時までに（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、令和四年三月三日（木）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和四年三月三日（木）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

(三) 四の7に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

(四) 四の8に該当する者が提出する書類

(1) 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和四年三月三日（木）午後五時までに（必着）に卒業等証明書を提出すること。

また、令和四年三月三日（木）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和四年三月三日（木）午後五時までに提出を求めている右記書面の

提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

3 受験写真台紙（県所定のもの）

受験写真台紙は、出願前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル。裏面に学校名又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付け、撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記載すること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人であることを確認を受けること。

ア 修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄への公印の押印により証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。

イ 学校又は養成所等で公印の押印により証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に来庁し、写真の貼つてある身分証明書等（運転免許証、パスポート又は写真付き住民基本台帳カードのいずれか）を受験願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

4 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

5 受験票交付用封筒
角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は、六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、令和三年十一月二十九日（月）から十二月三日（金）までの間に岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、令和三年十二月三日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（宛先 〒五〇〇―八五七〇（県庁専

用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課。

八 受験票の交付

受験票は、令和四年一月十七日（月）から同月十九日（水）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、令和四年三月十日（木）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3363.html>

ただし、令和四年三月十日（木）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

令和三年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

令和三年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

可否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八―二七二―二二一 内線二二九六）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（電話 〇五八―二七二―二二一 内線二五三七）に問い合わせること。

十二 受験に伴う配慮

何らかの疾病や障がい有する者で、受験に際して配慮を希望する者は、令和三年十二月三日（金）の出願期限までに、岐阜県准看護師試験の受験に伴う配慮事項申請書（県所定のもの）を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその疾病や障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十三 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）、特別永住者証明書又は住民票）に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入に当たっては、試験事務コンピュータ処理の適正化を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
土地区改良	令和三年九月	理事	伊藤 誠一	美濃加茂市西町三丁目 七七番地
市木曽川右岸用水区	令和三年九月	同	松田 好道	山之上町 三五四八番地
同	同	同	渡邊 俊彦	太田町 二八八〇番地
同	同	同	中島 修治郎	西町八丁目 二六番地
同	同	同	柴山 擴	本郷町九丁目九番二〇号

	就任した役員	土改 良区名	地年 就月 日任	役名	氏名	住所
同				若山義昭	同	本郷町九丁目九番二九号
同				福田仁	同	山之上町五二一九番地一
同				日江洋二	同	蜂屋町上峰屋三〇二九番地一
同				坂井道夫	同	蜂屋町下峰屋二〇〇〇番地一
同				藤吉昭彦	同	加茂野町加茂野四七五番地
同				高井厚	同	加茂野町鷹之巣二三三番地二
同				加納正俊	同	下米田町西脇二二〇七番地
同				杉山康夫	同	下米田町則光三〇七番地一
同				井上正秋	同	伊深町 二五四二番地
監事				木村重雄	同	加茂野町木野一〇二三番地
同				河村一成	同	下米田町西脇四〇一番地二
同				酒向光	同	蜂屋町上峰屋一九四八番地二
理事				伊藤誠一	美濃加茂市西町三丁目 七七番地	
同				加納正俊	同	下米田町西脇二二〇七番地
同				渡邊俊彦	同	太田町 二八八〇番地
同				高島智博	同	西町五丁目 七四番地
同				渡邊英吉	同	本郷町五丁目七番二六号
同				座馬利裕	同	森山町一丁目 五番三号
同				酒向満	同	山之上町 二九六番地
同				片桐美良	同	山之上町六八二六番地一
同				坂井道夫	同	蜂屋町下峰屋二〇〇〇番地一
同				村瀬繁美	同	蜂屋町上峰屋一九五七番地
同				高井厚	同	加茂野町鷹之巣二三三番地二
同				藤吉善秋	同	加茂野町加茂野四九四番地

職員採用大学 卒程度試験	士 木	以上二十九歳未満の人 二 令和三年四月一日における年齢が二十一歳未満の人で次に掲げるもの イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は令和四年三月までに卒業見込みの人 ロ 人事委員会がイに掲げる人と同等の資格があると認める人
職員採用短大 卒程度試験	士 木	令和三年四月一日における年齢が十九歳以上二十三歳未満の人 ただし、学校教育法に基づく大学を卒業（見込み）した人又はこれらに相当する資格を有すると人事委員会が認める人を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- また、受験資格の有無 申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

令和三年十一月十四日（日）午前九時から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

職員採用大学卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会及び現代の社会に関する問題並びに人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。

職員採用短大卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章

理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 専門試験

公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

職員採用大学卒程度試験

試験区分	出題分野
士 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等

職員採用短大卒程度試験

試験区分	出題分野
士 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、土木施工等

(3) 論文試験（職員採用大学卒程度試験のみ）

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(4) 作文試験（職員採用短大卒程度試験のみ）

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

令和三年十一月二十五日（木）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみメールで結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和三年十二月二日（木）及び三日（金）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者にメールで通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 集団討論試験（職員採用大学卒程度試験のみ）

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(3) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(三) 合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、令和三年十二月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果をメールで通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和四年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された人が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

令和三年度の新規採用者の行政職給料表適用職員の給料月額額は、大卒者で十九万二千三百円、短大卒者で十七万二千円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・

勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 受験申込みの方法

岐阜県公式ホームページにおいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4024.html>

2 受付期間

令和三年十月一日（金）から十月二十二日（金）まで

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話：五八―二七二―八七九六）へ問い合わせてください。

令和三年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社